

議案第 9 4 号

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増減し、経営形態の見直しに伴い昭和病院組合を削り、及び武蔵野市を加えるとともに、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び
東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成26年8月1日から昭和病院組合を削り、平成27年4月1日から武蔵野市を加え、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第1条 東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日規約第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第9条第6項」を「法第9条の2第6項」に改める。

別表中「、昭和病院組合」を削る。

第2条 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、武蔵野市」に改める。

附 則

- 1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第1条による改正後の別表の規定は平成26年8月1日から適用し、第2条による改正後の別表の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規約第2条の施行の際、現に武蔵野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。